

令和4年度 墨田区立寺島中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない、見逃さない学校づくりに努める。
- (2) いじめのない学校を実現するために、生徒一人一人に豊かな心を育む教育活動を推進するとともに、いじめを放置しない意識を高める。
- (3) いじめの早期発見・早期解決を目指し、教職員の人権感覚を磨くとともに、学校全体で組織的に解決に当たろうとする意志と体制をつくる。
- (4) 当該生徒の安全を保障し、安心して登校できるよう、保護者・関係者・関係機関と連携した取組を充実させる。

2 学校及び教職員の責務

「墨田区いじめ防止対策推進条例」第7条に示されているとおり、学校及び教職員は、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を効果的に行うために、学校の中核となる組織として、企画調整会議内に設置する。

② 所掌事項

- 学校いじめ基本方針に基づく年間指導計画の作成、実行、検証、改善を行うとともに、いじめに関する校内研修を年3回計画し実施する。

こうして、教職員個々の対応力とともに、学校としての組織的な対応力を常に高めていく。

- いじめの相談・通報の窓口となるとともに、学校サポートチームとの連絡会を開催し、いじめ事案の報告を行う。

- いじめは、どの生徒にも、いつでも起こり得るものであるという共通認識のもと、いじめへの盤石な対応はもちろんのこと、いじめの疑いがある情報や生徒の問題行動等の収集・分析・記録を行い、情報の共有化と未然防止及び早期発見・早期解決に徹底して努める。

- いじめの疑いがある事案が発生した場合は、墨田区教育委員会への報告、緊急会議を招集し、指導方針や支援体制の決定、関係生徒への事情聴取、保護者等への連絡と連携等を的確に、迅速に、組織的に行う。
- ③ 会議
 - 原則として、週1回開催する。また、必要に応じて、臨時的に開催する。
- ④ 委員構成
 - 校長、副校長、分掌主任、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

- ① 設置の目的
 - いじめを含む生徒の問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、保護者、地域、関係機関が一体となった取組を推進するための組織として、学校運営連絡協議会内に設置する。
- ② 所掌事項
 - 学校いじめ対策委員会からの報告や生徒の状況に対して、それぞれの立場から、助言・支援する。
 - いじめ防止のため、日頃より生徒の様子を把握するとともに、課題のある生徒の保護者への助言を行う。
 - いじめが発生した際は、必要に応じて学校とともに対応に当たる。
 - 学校いじめ防止の取組やその対応方法について、評価する。
- ③ 会議
 - 原則として、年3回の学校運営連絡協議会の後に実施する。ただし、状況に応じて臨時的に実施することもある。
- ④ 委員構成
 - 校長、副校長、分掌主任、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、青少年育成委員長、青少年委員、保護司、町会長、PTA会長、近隣高等学校長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 朝の「あいさつ」運動、生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン、学校行事や委員会、部活動等を通して、いじめを生まない望ましい人間関係を構築する。
- ② 道徳授業、学級活動、体験活動を通して、生命尊重の精神、人権意識、思いやりの気持ちを育む。

- ③ 「いじめ総合対策（令和3年2月 東京都教育委員会）」の「学習プログラム」、年3回の「いじめ防止授業」「情報モラル教育」等を通して、いじめを絶対にしない気持ち、いじめを傍観しない気持ち、生徒が互いの個性を理解する気持ちを育てる。
- ④ 4月、12月、3月の保護者会を通して、家庭への啓発を促進する。
- ⑤ 週1回の生活指導部会・教育相談部会・学年会を通して、いじめや不登校等の情報を収集し、未然に当該生徒・保護者への注意・相談を行う。

（2）早期発見のための取組

- ① やりとり帳（日記帳）を毎日担任と交換することで、心の悩みやいじめのサインを読み取る。
- ② 4月、7月、11月、12月の二者面談や三者面談を通して、カウンセリングマインドで直接生徒・保護者の声を聴く。
- ③ 6月・11月の「生活アンケート」や「いじめ発見のチェックシート」を活用して、いじめの確実な発見に努める。
- ④ 墨田区の意識調査「i-check」の結果から、生徒の心の動き、生活状況、性格等を分析する。
- ⑤ 休み時間、昼休み、放課後等において、教員の巡回による生徒の行動観察をきめ細かく行う。

（3）早期対応のための取組

- ① 学校いじめ対策委員会は、把握した情報に基づき、いじめ対応のフローチャートに則り、適切ないじめ解決のための対応方針を策定する。また、緊急に学年会等を招集し、情報の共有化を図るとともに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、さらに、被害生徒の保護者や加害生徒の保護者との連携と対応、周囲の生徒へのケアについて教職員の役割分担を明確にし、迅速かつ確実に取り組む。
- ② 被害生徒の安全確保を全校体制で実施するとともに、スクールカウンセラー等を活用し、被害生徒・保護者の心のケアを行う。また、適宜、いじめを伝えた生徒をはじめとする周囲の生徒の安全確保と心のケアをあわせて行う。
- ③ 加害生徒に対しては、いじめを止めさせ、再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって、組織的・継続的に指導、観察を行う。状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、加害生徒・保護者の心のケアを行う。
- ④ いじめの事実を確認した際は、速やかに墨田区教育委員会へ報告し、情報を共有化するとともに、必要な支援を依頼する。また、学校サポートチームの支援を仰ぎ、警察や児童相談所など関係機関と情報を共有化し、対

応策について協議する。

- ⑤ 状況に応じて、いじめ対策の保護者会を開催し、積極的に情報を提供することで、保護者との連携・協力体制を構築する。

(4) 重大事態への対処

- ① 全教職員で情報を共有化し、被害生徒に対する複数の教員による見守り体制を構築するとともに、保護者と連携して全力で被害生徒の安全を確保する。また、スクールカウンセラーによる心のケアや、必要に応じて被害生徒の緊急避難措置を検討する。
- ② 加害生徒を別室で学習させるなど、被害生徒が安心して学習できる環境を確保するとともに、スクールカウンセラーと連携し、加害生徒・保護者の心のケアを行う。また、被害生徒への犯罪行為が行われていると疑われる等、深刻な場合等には、必要に応じて、速やかに警察や児童相談所等、関係機関に相談・通報し、的確に対処する。
- ③ 重大事態の発生について、速やかに墨田区教育委員会に報告するとともに、墨田区教育委員会と連携し、一体となって総力をあげて対応する。
- ④ いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、保護者に情報を積極的に提供し、必要に応じて協力を要請する。また、青少年育成委員、民生・児童委員等とも積極的に連携し、地域での見守り等を依頼し、いじめ対応の体制を築く。
- ⑤ 加害生徒に対して継続的に指導を行っても改善が認められない場合は、懲戒や出席停止等の措置を検討していく。その際には、事前に、東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」と連携し、法的な観点からも問題がないかどうかについて助言を仰ぐ等、効果的に、かつ、適切に対応していく。

5 教職員研修計画

- (1) 「人権教育プログラム」及び「いじめ総合対策（令和3年2月東京都教育委員会）」等で示されている「教員研修プログラム」等を活用した校内研修を年3回計画し、実施する。
- (2) 東京都教育委員会が年2回実施している「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等において、全教職員による日頃の取組の総点検を行い、課題や改善策について、協議・検討する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校ホームページや学年通信等を通じた学校からの情報発信を積極的にを行うとともに、学年・学級保護者会を活用して「いじめを生まない、許さな

い学校づくり」に対する理解と協力を依頼する。

- (2) いじめが発生したときは、被害生徒・保護者及び加害生徒・保護者に対して必要に応じてスクールカウンセラー等による心のケアを行う。また、PTA役員等が被害・加害生徒の保護者に働きかけることが効果的と判断される場合は、積極的に情報提供を行い、協力を要請する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会や寺中地区青少年育成委員会等において、学校の方針や取組状況について報告する。
- (2) セーフティ教室「ネットトラブル」などを開催する際、東京都青少年治安対策本部「ファミリーeルール事務局」等から講師を招聘する。
- (3) 「社会を明るくする運動」等において、地域で活動する保護司や民生児童委員等にも協力を呼びかける。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年1回実施する学校評価アンケートの中に、いじめに対する学校の取組に関する項目を設定し、生徒・保護者及び教職員に対してアンケートを実施する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、学校評価等の結果を活用して、本校のいじめ基本方針が生徒の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 学校いじめ対策に係る取組の改善策を全教職員が、自分が担当する教科・領域、分掌等の年間指導計画等や自己申告に反映させる。